

関西大学人権問題研究室 第 109 回公開講座

日本における子ども虐待の 現状と課題

—いま私たちにできること—

障害研究班 北村由美（心理学研究科）

2022 年 10 月 28 日

本日の講演内容

1. はじめに

戦前・戦後の児童虐待防止法における虐待の考え方

2. 日本における子ども虐待の推移と現状

3. 子ども虐待への法的対応

① 児童虐待防止法

② 児童福祉法

③ 民法

4. 子ども虐待の影響

1) 脳への影響

2) 心理的影響

5. 虐待対応の今後の課題

6. おわりに

1. はじめに

1989 (H1) 年に国連総会で採択され、1994 (H6) 年に日本でも批准された児童の権利に関する条約は、すべての子ども (18 歳未満) に対してさまざまな権利を保障しており、ユニセフではそれを以下のように分類している。

- ① 生きる権利、すなわち、すべての子どもの命が守られる権利
- ② 育つ権利、すなわち、教育や医療、生活への支援などを受ける権利
- ③ 守られる権利、すなわち、暴力や搾取、有害な労働などから守られる権利
- ④ 参加する権利、すなわち、意見を表現しそれが尊重される権利、自由に団体を作る権利

しかし、これらの権利が保障されていない子どもたちがあり、これらを奪われた状態が虐待といっても過言ではない。2000 (H12) 年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」は 2020 (R2) 年までに、児童福祉法等の関連法と合わせて複数回改正されている。特に、2016 年からは何度も改正されており、これほど短い期間に何度も改正されたのは初めてである。それほど子ども虐待は深刻になっているということであり、法律の改正をもってしても児童虐待件数は減少するどころか増加し続けている。また、法改正のきっかけは虐待による死亡事例であることが多い。

本講演では子ども虐待の現状について明らかにし、虐待が児童に及ぼす影響および、虐待に対する日本の取り組みについて述べ、子ども虐待防止に向けての課題について検討する。

わが国における虐待対応は、児童相談所で統計を取り始めてから始まったようにも見えるが、実は第 2 次世界大戦前から取り組みが行われていた。日本で最初の児童虐待防止法は 1933 (S8) 年に制定されており、そこでは虐待とは暴行、監禁、遺棄、傷害、姦淫、見世物、大道芸、児童労働、懈怠のような「刑罰法令に触れるまたは触れる恐れのある場合」をさしており、その背景には当時の貧しい社会情勢があり、本法律はこのような状態にある子どもを保護することを目的としていた。

第 2 次世界大戦後、1947 (S22) 年には児童福祉法が制定され、その第

34条に、児童虐待防止法の禁止規定が含まれることになり、戦前の児童虐待防止法は廃止された。その後の高度経済成長期には貧困と関連した虐待は大きな問題になることもなく、一部の貧しい家庭の問題にとらえられていた。

一方、アメリカでは、Kempeら（1962）が被虐待児の症状に着目し、「殴打された子の症候群」を発表した。そこではその原因が貧困だけでなく、親の精神病理に起因することが見いだされ、それまで福祉の枠組みにあった虐待を医療の問題として再定義することになった（西澤、2012）。

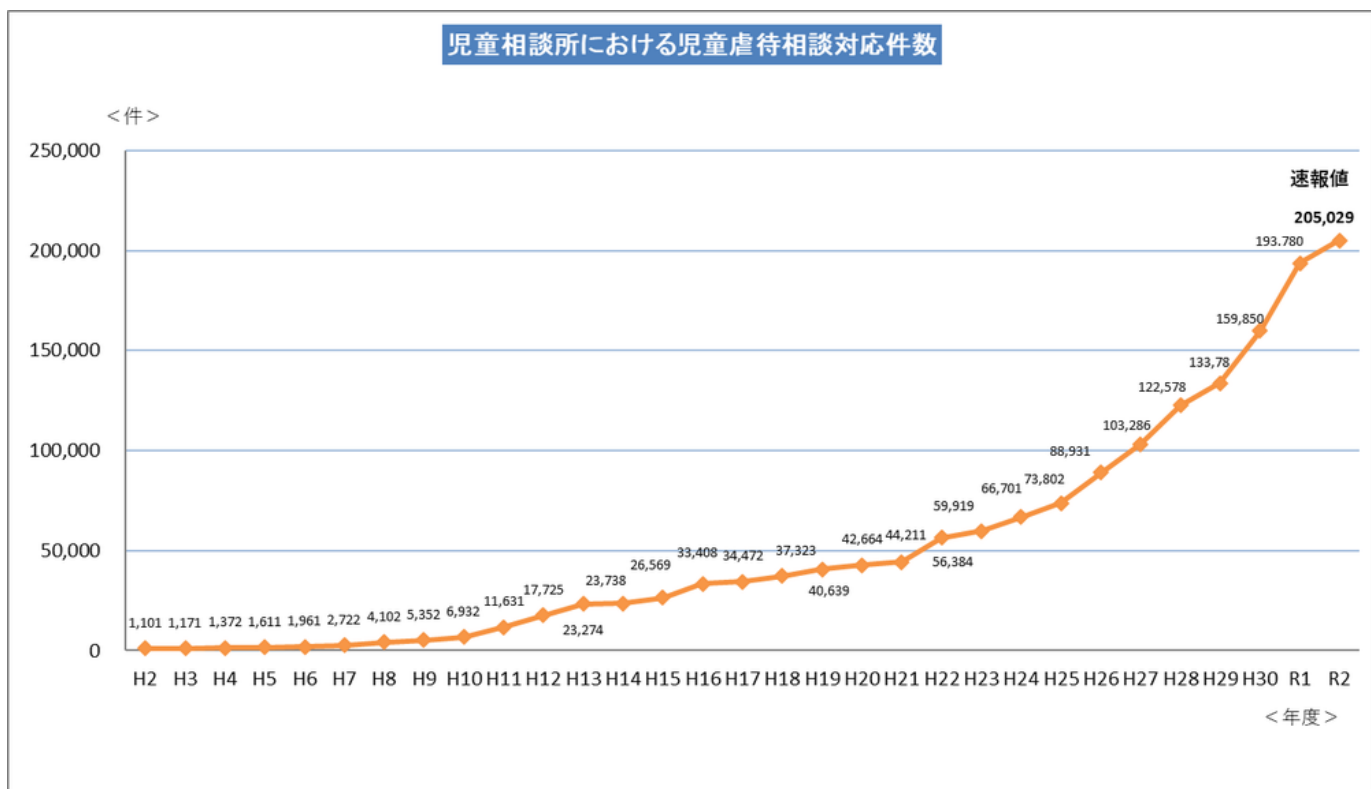
Kempeの報告は日本にも紹介され、少しずつ児童虐待について知られるようになり、1990（H2）年には大阪に児童虐待防止協会が設立された。同年、児童相談所で初めて児童虐待の相談件数について統計を取り始めた。

2. 日本における子ども虐待の推移と現状

児童相談所における、虐待相談件数は、

1990（H2）年度に統計を取り始めてからずっと増え続けている。

1990（H2）年度 1,101件→2021（R3）年度 207,659件



これに対する厚生労働省の見解は以下の通りである。

○心理的虐待に係る相談対応件数の増加

2017(H29)年度 72,197件(54.0%)→2020(R2)年度 121,325件(59.2%)

参考 1997(H9)年度 458件

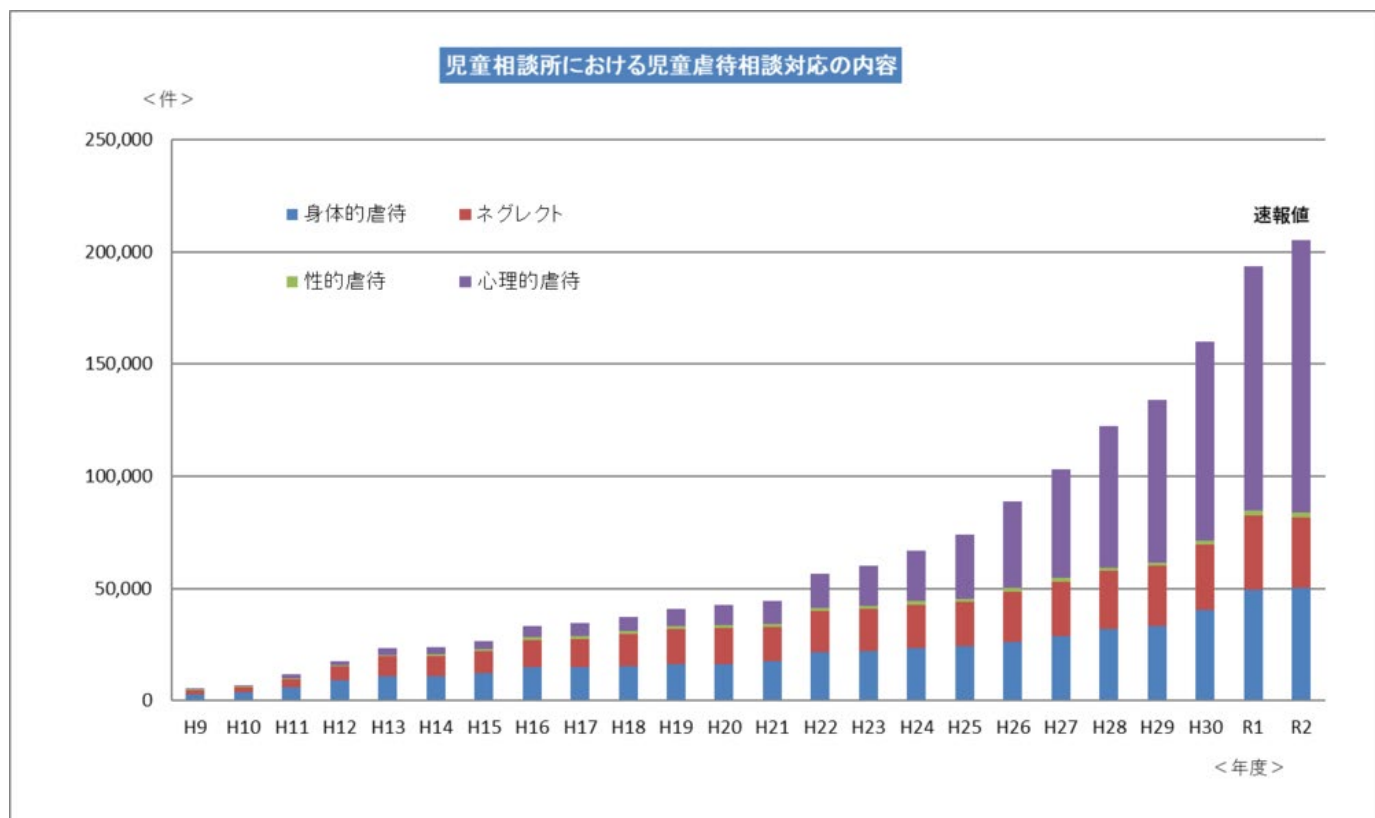
○心理的虐待が増加した原因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案(面前DV)について警察からの通知が増加。

○警察等からの通告の増加

2017(H29)年度 66,055件

2018(H30)年度 79,150件

2019(R1)年度 96,473件 →→→ 2020(R2)年 103,619件



児童虐待防止全国ネットワーク (R3) から引用

3. 子ども虐待への法的対応

- ①児童虐待防止法の制定と改正
- ② 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法改正
- ③ 親権停止や懲戒権の見直しに係る民法改正

1) 児童虐待防止法の制定と改正

(1) 児童虐待防止法制定 2000(H12)年

①児童虐待の定義と内容

保護者がその監護する児童に対し、次に掲げる行為をすること。

- ・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を行うこと。
- ・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること。または児童にわいせつな行為をさせること。
- ・ネグレクト：児童の心身の発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ・心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

法律改正に伴い、児童虐待の定義も見直されてきている。

②現在の定義

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう）について行う次に掲げる行為。

- ・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

- ・ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号（身体的虐待・性的虐待）又は次号に掲げる行為（心理的虐待）と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ・心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう）。
その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（２）児童虐待防止法

①2000（H12）児童虐待防止法制定

虐待の定義づけ、虐待の禁止、早期発見と通告対応、
立ち入り調査

初めての児童虐待防止法では、まず虐待を定義づけた。これはアメリカの虐待防止法をモデルにしている。また、当然のことながら、何人も虐待を行ってはならないと明文化した。早期発見と通告対応については医師や教師といった虐待を発見しやすい立場にある人に早期発見の努力義務を課した。

②2004（H16）児童虐待防止法改正

保護者以外の同居人による虐待と同様の行為の放置と
配偶者間暴力を虐待に加える、通告義務の範囲拡大、
警察との連携強化

虐待行為をする人は保護者に関係した同居人という報告が多く寄せられるようになった。また、子どもの前で父親が母親に暴力を振るい子どもが怯えるという事態も多く報告されるようになった。これらのことから虐待の定義を改訂した。また、これまでは目の前で起こった虐待を見て通告することを義務づけていたが、泣き声がする、家に閉じ込めているようである等の虐待を受けるおそれのある児童についても通告することが義務づけられるようになった。さらに、この法律改正では虐待が発見されたら、警察の協力を得る、警察との連携を強化する方針が出され、現在に至っている。

③2007（H19）改正児童虐待防止法

虐待通告を受けた児童相談所に安全確認を義務付け、
児童相談所に強制立ち入り調査権

近隣住民や教師等の関係者から通告を受け、虐待のおそれがある場合、通告を受けた児童相談所は、虐待をしていると思われる保護者や同居人に対して、子どもを連れて児童相談所に出頭するよう要請し、安全確認を義務づけた。もし、保護者等がそれを拒否した場合、裁判所の許可状をもって居宅に強制的に立ち入ることができるようになった。しかし、法律を厳しくしても一向に虐待は減少しなかった。そこで、次はこれまで手をつけてこなかった、親権に触れることを決断した。

④2011（H23）改正民法

親権停止

虐待を行う保護者には面談やカウンセリングも行い、子どもとの関わりを改善するよう働きかけるが、一向に態度が改まらない保護者もいる。その場合、2年を限度に親権停止が認められるようになった。

た。親権は民法に規定されているため、民法の改正となった。停止期間をもっと長くした方がよいという考えもあったが、やがて家庭に戻って生活する子どもと保護者との関係修復を考えると、2年が限界ということになった。

⑤2016(H28) 改正児童福祉法

子どもが権利の主体

児童相談所と市町村の役割を明確化

基本理念として子どもが権利の主体として位置づけ、子どもが家庭で、心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援するという考えが明記された。また、児童相談所と市町村の役割を明確にし、一時保護、指導措置、施設への入所措置を児童相談所が、措置に至らなかった子どもや保護者の在宅支援を市町村が担うことになった。

⑥ 2019(H30) 改正児童虐待防止法

親権者などによるしつけ名目の体罰の禁止

児童相談所の体制強化

初めて児童虐待防止法が制定されてからも、被虐待児の死亡、すなわち、殺害されるケースが後を絶たない。それにより逮捕された加害者は、しつけだったと異口同音に述べる。そこで、この法律改正では、体罰禁止に踏み込みこんだ。しかし、親権停止とともに、この体罰禁止には大変な難しさがある。それは、保護者は民法上、子どもを戒める懲戒権を有しているからである。2年を目途に懲戒権のあり方を検討することになっている。

⑦2019(R1) 児童福祉法等改正法

親権者等による体罰禁止

職員の資質のあり方の検討

子どもの権利擁護の検討 民法「懲戒権」の検討

親権者や里親、児童福祉施設長が子どもをしつける際の体罰禁止を明文化した。また、親権者に必要な範囲で子どもを戒めることを認めている民法の懲戒権は、改正法施行後2年を目途にそのあり方を検討するとしている。児童福祉司・児童心理司等支援を行う者の資質の向上を図ること、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聞く機会の確保、児童の権利擁護の仕組みの構築について検討を加え、必要な措置を講じることとした。

⑧ 2022（(R4)） 児童福祉法改正

子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化
子どもの意見聴取の仕組みの整備
子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

市町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。児童相談所等は入所措置や一時保護の際に児童の最善の利益を考慮しつつ児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、子どもの意見を聴取する。虐待を受けた子どもの保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を児童福祉司の任用要件に新たに追加する。

4. 子ども虐待の影響

1) 脳への影響

子どもの頃の虐待体験は精神疾患の発症を招き、脳の器質的・機能的な変化を伴うことが明らかになってきている。

(1) 虐待の種類と脳の部位との関係 (友田・藤澤)

① 身体的虐待・・・前頭前野への影響

激しい体罰により、前頭前野の容積が19.1%減少。

この部位は感情や思考をコントロールし、犯罪抑制力に関わっているところである。さらに、集中力・意思決定・共感、物事の認知などにも関わっており、これらの部位が障害されると、感情障害や非行を繰り返す素行障害などにつながるといわれる。また、素行障害や気分障害といったさまざまな精神症状を引き起こすことも知られている。

② 性的虐待・・・後頭葉の視覚野への影響

性的虐待により視覚野の容積が18%減少。

特に顔の認知に関わる部位の減少が目立っていた。

視覚的な記憶システムの機能低下につながっている。

③ 心理的虐待・・・聴覚野・視覚野への影響

暴言や両親のDVを目撃することで、側頭葉の聴覚野の容積が

14.1%増加。人の話を聞き取ったり、会話をするときに負荷がかかる。

暴言を浴びせられた子どもは言葉の理解力が低下し、心因性難聴になりやすい。うつ病やPTSD、認知機能の低下がみられる。

一方、両親のDVを目撃した人の視覚野は16.1%減少し、目からの情報を受け取る力や記憶する力が弱まり、知能や語彙理解能力にも影響がみられる。

また、虐待によるストレスを受けると、そのダメージを回復させるために、抗炎症反応を持つホルモン、コルチゾールが分泌される。これが大量に分泌されると、神経細胞が変形したり破壊される。特にコルチゾールの受容体が多い海馬のダメージは大きい。度重なる虐待ストレスによりストレスに弱い脳になっていき、成人してからのアルコール依存や薬物依存、うつ病、摂食障害、自傷、自殺企図等の精神的な問題の原因の一部は、脳の発達段階で負荷がかかることによるといわれている。

7 万人以上を対象とした疫学調査で、精神疾患は児童虐待に起因することがわかり、児童虐待がなくなれば、物質乱用 50%、うつ病 54%、アルコール依存 65%、自殺企図 67%を減らすことができることが明らかになった。

2) 心理的影響

Kempe(1962)が虐待について発表し、事の深刻さを訴えて以来、虐待の影響について多くの研究がなされてきた。身体面では低身長、低体重、知的面では知的発達の遅れ、対人面では人とうまく関わることができない、よそよそしい態度と自身を受け入れてくれる人への極端な依存と甘え等、対人距離の取り方がわからないことが明らかになってきている。

(1) 反応性アタッチメント障害(Reactive Attachment Disorder)DSM-5

A. 成人の養育者に対する持続的なパターンで、抑制され、情緒的に撤退した行動によって表され、以下の両方で表される。

- 1)子どもは苦痛な場合でも、稀にあるいは最低限にしか慰撫を求めない
- 2)子どもは苦痛な場合でも、与えられた慰撫に稀にあるいは最低限にしか反応しない。

B. 次に示したものの内、少なくとも2つで特徴づけられる、持続的な社会的情緒的混乱:

- 1)他者に対する最少限の社会的情緒的反応。
- 2)限られた陽性の感情。
- 3)成人養育者との威嚇的ではない交流の最中にさえ観察される、説明不能のイライラ感、悲哀、恐怖感のエピソード

(2) 脱抑制型対人交流障害 (Disinhibited Social Engagement Disorder)DSM - 5

A. 親しくない成人に対する、子どもの能動的な接近あるいは相互交流における行動のパターンで、以下に示したパターンのうち少なくとも2つに表されている。

- 1)親しくない成人に対する接近あるいは相互交流は、遠慮というものが少

ない、あるいは遠慮ないものである。

2) 過度に親しげな言語的あるいは身体的な行動（子どもが属している文化で容認される、あるいは年齢相当と認められる社会的限度に一致しない）

3) 慣れない環境でさえも、どんどん進んでいってしまって、成人養育者を振り返ってみたりする行動が少ないか、見られない。

4) ほとんど、あるいは全くためらいなく、親しくない成人とすすんで外出する。

B. A. でみられる行動は（ADHDにみられるような）衝動性に限られるものではなく、むしろ社会的脱抑制行動に含められる行動である。

極度に不十分なケア

C. 子どもは、少なくとも以下に示したものの一つで明らかにされる極度に不十分なケアを経験している。

1) 成人養育者からの心地よさ、刺激そして愛情など、子どもの基本的な情緒的要求を満たすことが持続的に行われていない、そうした機会が奪われている、あるいはそうしたことがネグレクトされている。

2) 安定的なアタッチメントが形成されるための機会が制限されるような、たびたび起こる主たる養育者の変更（例：里親の頻繁な変更）

3) 選択的なアタッチメントを形成するための機会が極端に制限されるような、普通ではない環境での養育（例：養育者に対する子どもの割合が高い施設養護など）

（3）複雑性心的外傷後ストレス障害（複雑性 PTSD ICD - 11）

極度の脅威や恐怖を伴い、逃れることが難しいか不可能と感じられる、強烈かつ長期にわたる、または反復的な出来事に暴露された既往がある。

・以下の3つの心的外傷後ストレス障害の中核要素を体験している。

1. 心的外傷となった体験後の再体験

2. 心的外傷となった出来事の再体験を引き起こしそうなものの入念な回避

3. 現在でも大きな脅威が存在しているかのような持続的近く。驚愕反応の亢進でなく減弱がみられる場合がある。

- ・感情のコントロールに関する重度で広範な問題。

情動的反応性の亢進、暴力的爆発、自己破壊的行動、解離症状、感情マヒ

- ・自分を取るに足りない打ち負かされた、価値がないという持続的な思い込み。

恥辱観、罪責観、挫折感を伴う。

- ・人間関係を維持し、他の人を親密に感じることへの持続的な困難。

人との関わりを避ける、軽蔑する、ほとんど関心を示さない。

- ・個人生活、家族生活、社会生活、学業、職業などの領域の重大な機能障害

(4) 発達性トラウマ障害 (Developmental Trauma Disorder) B. A. van der Kolk et al.

- ・ 前思春期までの子どもの対人暴力、養育の中断、養育者の変更や別離、情緒的虐待

- ・ 感情や生理の調節障害

感情調節、身体機能の調節（睡眠、食事、触覚や聴覚）、解離（感覚、感情、身体状態）、感情や身体状況の表出

- ・ 注意と行動の調節障害

危険を察知、自己防衛の問題、誤った自己の落ち着かせ方、自傷、合目的的行動の困難

- ・ 自己及び関係性の調節障害

養育者へのとらわれ、自己の陰性感情、不信や反抗、攻撃性、不適切な接近 ・ 心的外傷後関連症状

- ・ 6 か月間は持続

- ・ 機能障害

学業、家族、仲間、法的、健康

5. 虐待対応の今後の課題

1) 虐待の予防

虐待は連鎖するといわれる。児童虐待（いわゆる世代間連鎖）の発生率を

予測した報告では、子ども時代に虐待を受けた被害者が、親になると子どもに虐待を行う傾向が指摘されている（Oliver, 1993）。自身の子どもに対して虐待する者がおよそ3分の1で、虐待を受けた人の3分の2は虐待をしないことが明らかになっている。社会のさまざまな連携が、虐待しそうなほど苦しい保護者と子どもを支援し、支えることにより、虐待予防につながる。

2) 虐待を受けた子どもの生活の場の充実

厚生労働省の新たな社会的養育のあり方に関する検討会は2017（H29）年に、新しい社会的養育ビジョンを発表した。

児童虐待などで親元で暮らせない子どもの受け皿について、就学前の子どもの75%以上、就学後の50%以上を里親に担ってもらう新たな目標が公表された。今は複数の里子を受け入れるファミリーホームを含めて2割弱であり、大半を児童養護施設などの施設が担っている。多くの子どもがより家庭に近い状況で暮らせる環境づくりを促す狙いがある。新しい目標では、特定の大人と安定した関係をつくる「愛着形成」のために家庭に近い環境で育てることが望ましいとし、就学前の子どもは原則、施設入所を停止することも掲げた。3歳未満はおおむね5年以内、3歳～就学前はおおむね7年以内に里親とファミリーホームへの委託率75%を達成させる。就学後の50%以上については10年以内の目標達成をめざす。施設での手厚いケアが必要な子どもについては引き続き施設で受け入れるが、期間を限定する。原則として、乳幼児で数カ月以内、就学後は1年以内とする。社会的養護はもともと孤児への対応が主眼で、受け皿の大半は施設が占めている。厚生労働省は、①家庭への支援に重点を置く②家庭で難しい場合、家庭環境と近い里親委託や特別養子縁組を優先する③それが適さないケースは小規模化した施設に入所するとの新しい政策方針も打ち出した。

3) 児童相談所の機能の充実

児童相談所の体制強化については、

- ①一時保護等の介入を行う職員と保護者支援を行う職員とを分ける措置
(これまで同じ職員が行っていたため、保護者支援に影響が出ないかと考えて、対応が緩やかになっていた)
- ② 児童相談所に医師と保健師を1名以上配置
- ③ 児童福祉司任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化等を織り込んだ法律改正が行われた。

虐待通告を受ける児童相談所の体制強化は喫緊の課題であっただけに、虐待数の増加に歯止めをかけ、虐待死する子どもをなくしていく手立てになることを期待したい。

4) 心理支援

(1) 代替養育によるケアを通じたアタッチメント形成

社会的養護、たとえば、里親や児童福祉施設入所により、安心した生活の場、安心できるおとなとの関係を築けるようにする。すなわち、アタッチメントの形成をめざす。アタッチメントについて、Bowlbyは生後1年以内の乳児にもその乳児における母性的人物に対する特有の愛着行動パターン(泣く、しがみつく、だきつく、近寄る、後追い等)が生得的に備わっていると考えた。

(2) トラウマ治療

トラウマに起因するトラウマ性記憶は、それを思い出すことに苦痛を伴うため、思い出させるような話題、物、場所などを避けたり、思い出した時にはすぐさま注意をそらそうとすることが繰り返されることで、その記憶が強化されていく。その場合、トラウマ記憶の整理に焦点を当てた心理療法が必要となる

(3) プレイセラピー

遊びを媒介として、子どもと治療者との人間関係を通して、主として性格、行動上の問題などを解決し、子どもの人格の発達を促す心理療法である。

6. おわりに

子ども虐待は2020年から2022年にかけて新型コロナウイルスの感染状況の影響を受けているといわれている。繰り返される緊急事態宣言と万延防止対策は親のリモート勤務、子どもの学校休校により、親子の密着した生活をもたらし、それが虐待に結びついたともいわれている。2020年度に関していえば、虐待以外にも、子どもの問題行動の中でいじめと暴力行為の認知件数は減少し、不登校の発生件数は増加している。このように子どもは社会情勢によってさまざまな影響を受けている。私たちは子どもの健全な成長を保障する義務を負っており、責任を果たすよう児童福祉法に規定されている。私も一人のおとなとして、どのように責任を果たしていけばよいかを今後も研究し続けたいと考えている。

本日はご清聴いただき、ありがとうございました。

虐待の早期発見のためのチェックリスト 東京都小平市

親の様子

- ☐ 地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい
- ☐ けがをしたり、病気になったりしても子どもの健康状態に関心が低く、受診させない
- ☐ 小さな子どもを家に置いたまま外出していることが多い
- ☐ 子どもや育児について、否定的な発言をしたり、放置したりしている
- ☐ 年齢にそぐわない厳しいしつけや行動制限を課している
- ☐ 夫婦関係や経済状態などに起因する生活上のストレスが認められ、子どもにあたる
- ☐ 「大丈夫」と言うわりに、子どもの発育に疑問がある

子どもの様子

- ☐ 頻繁に子どもの泣き叫ぶ声や、物がぶつかるような音がする
- ☐ 衣服や身体が非常に不潔で、季節にそぐわないものや汚れたものを着ている
- ☐ 常に人の顔をうかがい、おどおど、びくびくした様子で周囲とうまく関われない
- ☐ 夜間にひとりで公園や街中をウロウロ歩き回ったり、遊んだりしている
- ☐ 子どもの体に異常がみられる（打撲、あざ、ヤケドの跡等がみられる）
- ☐ 傷や家庭のことに関して不自然な答えが多い
- ☐ いつもお腹をすかせている